

(2) 行為の制限 (景観形成基準)

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

① 配慮すべき基本的基準 (一般基準)

- ・ 主要な視点場*から背景となる山並みへの眺望を確保すること。
- ・ まち並みや自然など、周辺の環境との調和に配慮すること。

※主要な視点場:主要な視点場とは、以下の道路とえちぜん鉄道の沿線をいいます。

国道 157 号、国道 416 号、県道平泉寺線、勝山インター線、市道 5-21 号線

② 項目別基準

■ 建築物

		景観形成基準	指導指針
1	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然環境や歴史的建造物を背景とする敷地については、主要な視点場から景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とすること。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界からは、できる限り後退し、ゆとりのある空間の創出に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの近傍にあつては、主要な視点場から稜線を乱さない位置に配置すること。 ・伝統的な家並みが残る市街地などでは、まち並みの連続性に配慮し、壁面線を揃えるなど、隣接する建築物等との調和に配慮すること。
2	建築物全体	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みや自然など、周辺の景観との調和に配慮し、違和感のないまとまりのある形態や意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等の外壁は、圧迫感を感じさせないよう、目地等による分節化や色彩、素材などを工夫すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の土地利用や地区のまちづくりを踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態、意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形状は、周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、主要な視点場から眺望される範囲については、勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備は、道路等の公共空間から見える位置への設置は控えること。やむを得ない場合は、遮蔽措置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁に付属する室外機、配管等の建築設備は、道路等の公共空間から見える位置への設置は控えること。やむを得ない場合は、ルーバーなどによる遮蔽措置を行うこと。
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は、基本的に、建築物と一体的な形態、意匠とすること。特に、屋外階段を強調する場合には、意匠に十分配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は、形態・色彩の工夫などにより、安全・防犯などに配慮した遮蔽措置や設置場所等を考案し建築物との調和を図ること。
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は、極力設置しないこと。やむを得ない場合は、目立たない形態、意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備や塔屋などの屋上設備を設置する場合は、道路など公共の空間から見える位置への設置を控えるなど、その配置を工夫し、遮蔽措置を行うこと。

		景観形成基準	指導指針							
2 形態・意匠	屋外 付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置き場、倉庫、設備機械室、ゴミ集積所等の屋外付属施設等は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努めること。 ・屋外付属施設は、道路等の公共空間から見える位置への設置はできる限り控えること。やむを得ない場合は、遮蔽措置を行うこと。 ・駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、目立たないよう、その周囲は生け垣等による修景帯を設置し、周辺の景観との調和に努めること。 ・太陽光発電設備等のパネルや架台は、公共空間・施設から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、建築物本体と一体的に見える形態とするなど、周辺景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修景帯は植栽にこだわることなく、塀などの設置により、周辺の景観と調和させること。 							
	3 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調とすること。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根や庇、外壁などに使用する色彩は、マンセル値※による色相がR(赤)・YR(橙)系においては彩度6以下、Y(黄色)系においては彩度4以下、その他の色相(緑・青・紫系)については、彩度2以下とすること。 ただし、特別の着色が施されていない瓦、銅板、木材、土壁、ガラスなどによって仕上げる場合、又は壁面ごとに、壁面積の1/10未満の範囲で部分的に用いる色彩を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)、YR(橙)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄色)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>★詳しくは巻末の参考資料-1を参照。</p> <p>※マンセル値：色の表示法で、色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準として組み立てたもの。</p>	色相	彩度	R(赤)、YR(橙)系	6以下	Y(黄色)系	4以下	その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)
色相	彩度									
R(赤)、YR(橙)系	6以下									
Y(黄色)系	4以下									
その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2以下									
4 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、外壁や屋根の仕上げにミラーガラスなど、反射率の高い材料は極力使用しないこと。 								

	景観形成基準	指導指針
5 敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、緑化に努めること。 ・敷地の周辺は、中高木を基本とした列植や生垣等に努めること。 ・樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。 <p>★敷地内の緑化について、建築物等の場合は、主要な幹線沿いのみではなく、すべての道路沿いを対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の面積は、敷地面積の3%以上とすること。 ・道路の境界線から1m以上は、高木などによる一団の緑化スペースや花壇等を確保し、道路に面する部分の1/2以上は緑地帯とすること。ただし、敷地内を見えにくくする塀などの設置により、周辺の景観と調和させた場合を除く。
6 樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に生育する樹林については、できる限り保全し、修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、必要最小限にとどめること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、移植の適否を判断し、周囲に移植するよう努めること。

■ 工作物

	景観形成基準	指導指針
1 敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体のまとまりと、建築物との調和に配慮した位置とすること。 ・優れた自然環境や歴史的建造物を背景とする敷地については、主要な視点場から景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とすること。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界からは、できる限り後退し、ゆとりのある空間の創出に配慮すること。 ・太陽光発電設備等のパネルや架台は、公共空間・施設から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、植栽や板塀等による目隠しの修景措置により、周辺景観との調和に努めること。 ・風力発電設備等は、地域の良い景観資源への近接を避けるとともに、主要な視点場からの眺望の確保に配慮した位置とすること。 ・風力発電設備等を複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの近傍にあっては、主要な視点場から稜線を乱さない位置に配置すること。
2 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との一体化に配慮し、違和感を与えない形態、意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内の建築物との一体化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路に面して垣・柵・塀等を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努めること。

	景観形成基準	指導指針								
3 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮すること。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で定められたもの以外の色は、以下のとおりとすること。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩、又は壁面積等の 1/10 未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)、YR (橙) 系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄色) 系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 GY (黄緑)・G (緑)・BG (青緑)・B (青)・PB (紫青)・P (紫)・RP (赤紫)</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ★詳しくは巻末の参考資料を参照。 ・電柱・電波塔等については、焦げ茶色の景観配慮柱を用いること。 	色相	彩度	R (赤)、YR (橙) 系	6 以下	Y (黄色) 系	4 以下	その他 GY (黄緑)・G (緑)・BG (青緑)・B (青)・PB (紫青)・P (紫)・RP (赤紫)	2 以下
色相	彩度									
R (赤)、YR (橙) 系	6 以下									
Y (黄色) 系	4 以下									
その他 GY (黄緑)・G (緑)・BG (青緑)・B (青)・PB (紫青)・P (紫)・RP (赤紫)	2 以下									
4 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。 									
5 敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間や周辺敷地との境界部には、修景帯を設置し、周辺の景観との調和に努めること。 ・敷地内は、緑化に努め、樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路※に隣接する敷地については、道路との境界部に面する部分の 1/2 以上は修景帯を設けること。 ・修景帯は、植栽にこだわることなく、塀などの設置により、周辺の景観と調和させること。 								
6 樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に生育する樹林については、できる限り保全し、修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、必要最小限にとどめること。 									

※ 主要な幹線道路：

- ・国道 157 号の長山～暮見トンネル
- ・国道 416 号の伊波～市荒川大橋

- ・県道平泉寺線
- ・県道平泉寺大渡線
- ・県道勝山インター線

- ・すべての都市計画道路
- ・景観形成地区内の道路

■ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

景観形成基準	指導指針
<ul style="list-style-type: none"> ・土地等の形質の変更方法については、まち並みや自然など、周辺の景観を損なわないよう配慮すること。 ・盛土により擁壁を設置する場合は、低木か地被植物により植栽を施すなど、周辺との調和を図ること。 ・まち並みや自然など、周辺の景観との調和を図るため、土砂などの採取後、法面等で裸地が生じる場合は、緑化を行うこと。 ・道路等の公共空間に面する場合は、敷地周辺の緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路※に面して当該行為に係る行為の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間から見えないよう配慮すること。 ・土砂などの採取を行った場合、本市の気候風土に合った植栽を施し、周辺の状況と一体感のある状態にすること。ただし、一定の期間で原状回復を行う場合を除く。

■ 木竹の植栽又は伐採

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築等及び建設等の景観形成基準を準用すること。

■ 屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵

景観形成基準	指導指針
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめること。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とすること。 ・敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮蔽に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間からの後退距離を2m以上下げ、緩衝帯を設けること。緩衝帯には緑化や景観に配慮した塀・垣・柵などを設けること。 ・主要な幹線道路※沿いにおいては、緑化等による遮蔽を行うこと。 ・遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、周辺の地形や視点場の位置に配慮し、遮蔽措置の効果に合ったものとする。

■ その他

	景観形成基準	指導指針
屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、出入口を限定するとともに、目立たないよう、その周囲は生垣等による修景帯の設置に努めること。 ・樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、道路等の公共空間から目立たないよう、十分に配慮した位置に設けること。 ・道路の境界線から1m以上は、高木などによる一団の緑化スペースや花壇等を確保し、道路に面する部分の1/2以上は修景帯を設置すること。 ・修景帯は、植栽にこだわることなく、塀などの設置により、周辺の景観と調和させること。 ・道路に面して垣・柵、塀等を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努めること。
建築物の玄関口	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の玄関口には可能な限りオープンスペースを設けて緑化等によってゆとりや、やすらぎのある空間として演出すること。 	
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は、周辺の良好な夜間景観の形成・調和に努めること。 ・周辺の住環境や交通環境、生態系等に対する光害の防止に努めること。 	

■ 屋外広告物

	景観形成基準	指導指針
1 敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に悪影響を与えないような位置とするよう努めること。 	
2 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みや自然など、周囲の景観との調和に配慮した形態、意匠とすること。 ・建築物等に附帯する広告物は、必要最小限の大きさ及び箇所数にとどめ、本体建築物や周囲の景観との調和に配慮すること。 	
3 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調色として目立つ色彩の使用やコントラストの強い配色はできる限り避けて、まち並みや自然など、周囲の景観との調和に配慮すること。 ・電飾等に使用する色彩は、周囲に悪影響を与えないように配慮すること。 ・建築物等に附帯する広告物は、建築物の外観の色彩との調和に配慮すること。 	
4 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みや自然など、周囲の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。 	
5 照明	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みや自然など、周囲の良好な景観との調和に努めること。 ・周囲の住環境や交通環境、生態系等に対する光害の防止に努めること。 ・点滅又は回転する照明装置・発光装置は使用しないこと。 	